

## はじめに

本市教育委員会では、平成19年3月に「奈良市人権教育推進についての指針」を策定し、学校教育、社会教育のあらゆる場面を通して、人権という普遍的文化を構築し、人間の優しさと尊厳が大切にされ、自分らしく生きることができる社会の実現をめざす取組を進めてきました。

その中で、学校教育においては、

- ①すべての教育活動の基盤に人権の視点を位置づけ、幼児児童生徒の発達段階や地域の実情を十分考慮しながら、教育内容を創造し、具体的実践を通して一人一人の人権意識の確立に努めること。
- ②「教育を受けること」そのものが人間にとって大切な人権であるとの認識のもと、幼児児童生徒の可能性を最大限に伸ばすよう努めること。
- ③「権利と義務」、「自由と責任」についての認識を深めるとともに確かな規範意識を育み、差別や人権侵害を許さない幼児児童生徒の育成に努めること。
- ④教職員の感性や姿勢そのものが人権教育を推進するうえで何よりも重要であることを十分認識し、研鑽に努めること。

とし、幼児児童生徒が権利の主体と捉え、一人一人の尊厳と最善の利益の確保を最優先に教育を進めています。

そこで、「奈良市人権教育推進についての指針」をより具体化し、学校園における人権教育に関する取組を支援するために本冊子を作成しました。本冊子は、理論編、実践編、資料編の3部構成をとっています。

理論編では、人権についてわかりやすく解説しているとともに、人権教育を推進する上での基本的な考え方や人権教育の取組を点検、評価するチェックリストも載せています。

実践編では、人権文化を創造する上での4つの側面を基に、学校園において大切にしたい学習内容及び実践事例を紹介しています。

資料編では、人権教育を推進する上での法律、宣言、指針など参考となる資料を示しています。

学校園におかれましては、本冊子を活用し、学校や地域の実態、幼児児童生徒の成長や学習状況に応じた人権教育の取組が積極的に行われることを期待いたします。

最後に、実践事例集の作成に当たりご尽力いただきました編集委員の皆様方に深く感謝申し上げます。

平成21年3月

奈良市教育委員会